

添付法令資料 4 :

ハラール製品保証の実施に関する 2019 年 10 月 15 日付インドネシア共和国
宗教大臣規則 No.26 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 ハラール製品保証の実施における協力手続
 - 第 1 節 通則 (第 4 条及び第 5 条)
 - 第 2 節 ハラール製品保証実施団体と関連する省との協力の手続 (第 6 条ないし第 12 条)
 - 第 3 節 ハラール製品保証実施団体と関連する機関との協力の手続 (第 13 条ないし第 16 条)
 - 第 4 節 ハラール製品保証実施団体とハラール検査機関との協力の手続 (第 17 条)
 - 第 5 節 ハラール製品保証実施団体とインドネシア・ウラマー評議会との協力の手続 (第 18 条)
 - 第 6 節 ハラール製品保証の国際協力の手続 (第 19 条ないし第 23 条)
- 第 3 章 禁止される原料 (第 24 条ないし第 26 条)
- 第 4 章 ハラール認証されなければならない製品の種類 (第 27 条ないし第 29 条)
- 第 5 章 製品の種類に対しハラール認証にかかる義務の段階
 - 第 1 節 通則 (第 30 条)
 - 第 2 節 ハラール認証されなければならない製品の種類の段階 (第 31 条ないし第 35 条)
- 第 6 章 ハラール検査機関の設立手続
 - 第 1 節 通則 (第 36 条ないし第 39 条)
 - 第 2 節 ハラール検査機関の認定
 - 第 1 款 通則 (第 40 条)
 - 第 2 款 ハラール検査機関の認定申請に係る要件 (第 41 条)
 - 第 3 款 ハラール検査機関の認定申請補助書類の検査及び検証 (第 42 条及び第 43 条)
 - 第 4 款 ハラール検査機関の認定の証明書付与 (第 44 条及び第 45 条)
 - 第 3 節 ハラール検査機関の登録 (第 46 条ないし第 48 条)
 - 第 4 節 ハラール検査機関の適合性評価及びハラール検査機関の認定証の発行
 - 第 1 款 通則 (第 49 条)
 - 第 2 款 ハラール検査機関の適合性評価を達成するためのハラール検査機関の認定申請に係る要件 (第 50 条)
 - 第 3 款 適合性評価機関の認定部門において政府の職務を実施する非組織的機関によるハラール検査機関の適合性評価 (第 51 条ないし第 53 条)

- 第4款 インドネシア・ウラマー評議会によるハラール検査機関のシャリーア適合性評価（第54条及び第55条）
- 第5款 ハラール検査機関の認定証の発行（第56条及び第57条）
- 第5節 ハラール検査機関のデータ変更（第58条）
- 第6節 ハラール検査機関の登録番号の取消し（第59条）
- 第7章 ハラール監査員の任命及び解任手続
 - 第1節 通則（第60条）
 - 第2節 ハラール監査員の任命（第61条及び第62条）
 - 第3節 ハラール監査員の認証に係る教育及び訓練（第63条ないし第66条）
 - 第4節 ハラール監査員の認証
 - 第1款 ハラール監査員認証能力試験（第67条）
 - 第2款 ハラール監査員の認証書の発行（第68条）
 - 第5節 ハラール監査員の登録
 - 第1款 ハラール監査員登録番号の発行（第69条ないし第72条）
 - 第2款 ハラール監査員登録番号の取消し（第73条及び第74条）
 - 第6節 ハラール検査機関からのハラール監査員の解任手続（第75条ないし第77条）
- 第8章 ハラール管理者の確定及び解任の手続
 - 第1節 通則（第78条ないし第80条）
 - 第2節 ハラール管理者の認証に係る教育及び訓練（第81条ないし第84条）
 - 第3節 ハラール管理者の認証（第85条）
 - 第4節 事業者によるハラール管理者の決定（第86条）
 - 第5節 事業者によるハラール管理者の解任（第87条及び第88条）
 - 第6節 零細・小規模事業者からのハラール管理者の便宜（第89条及び第90条）
- 第9章 ハラール認証の申請及び更新の提出手続
 - 第1節 ハラール認証の申請提出手続（第91条ないし第99条）
 - 第2節 ハラール認証申請書類の完全性審査（第100条及び第101条）
 - 第3節 製品のハラール性の検査及び／又は試験を実施するためのハラール検査機関の決定（第102条）
 - 第4節 ハラール検査機関による製品のハラール性の検査及び／又は試験（第103条ないし第112条）
 - 第5節 製品のハラール性の決定（第113条ないし第117条）
 - 第6節 ハラール製品保証実施団体によるハラール認証書の発行（第118条及び第119条）
 - 第7節 ハラール認証の更新手続（第120条ないし第123条）
 - 第8節 ハラール認証費用及びハラール認証の支払手続（第124条ないし第126条）
 - 第9節 他の当事者によるハラール認証費用の便宜に係る手続（第127条）
- 第10章 国外のハラール認証の登録手続

- 第1節 通則（第128条及び第129条）
- 第2節 国外のハラール認証の登録申請手続
 - 第1款 国外のハラール認証の登録申請の提出（第130条）
 - 第2款 国外のハラール認証の登録申請書類の完全性審査（第131条及び第132条）
 - 第3款 国外のハラール認証の登録費用（第133条）
 - 第4款 国外のハラール認証の登録番号の発行（第134条）
- 第3節 国外のハラール認証の登録更新手続（第135条及び第136条）
- 第4節 国外のハラール認証の登録番号の取消し（第137条）
- 第11章 ハラール・ラベル
 - 第1節 ハラール・ラベルの内容、形式及び有効性（第138条ないし第140条）
 - 第2節 ハラール・ラベルの表示（第141条）
- 第12章 非ハラールの説明（第142条ないし第144条）
- 第13章 ハラール製品保証の実施における国民参加及び評価付与の手続
 - 第1節 ハラール製品保証の実施における国民参加の手続
 - 第1款 通則（第145条）
 - 第2款 ハラール製品保証についての社会化の実施における国民参加の手続（第146条）
 - 第3款 流通する製品及びハラール製品の監督における国民参加の手続（第147条ないし第150条）
 - 第2節 ハラール製品保証の実施における評価付与の手続（第151条）
- 第14章 ハラール製品保証に対する監督
 - 第1節 通則（第152条）
 - 第2節 監督権限（第153条ないし第156条）
 - 第3節 ハラール製品保証監督者（第157条及び第158条）
 - 第4節 ハラール製品保証監督者の教育及び訓練（第159条ないし第163条）
 - 第5節 ハラール製品保証の監督の種類及び段階（第164条及び第165条）
 - 第6節 ハラール製品保証の監督の計画（第166条ないし第169条）
 - 第7節 ハラール製品保証の監督の実施
 - 第1款 通則（第170条ないし第172条）
 - 第2款 ハラール検査機関に対する監督の実施（第173条及び第174条）
 - 第3款 ハラール認証書の有効期間に対する監督の実施（第175条及び第176条）
 - 第4款 製品のハラール性に対する監督の実施（第177条及び第178条）
 - 第5款 ハラール・ラベルの表示に対する監督の実施（第179条及び第180条）
 - 第6款 非ハラールの説明表示に対する監督の実施（第181条及び第182条）
 - 第7款 ハラールと非ハラールとの間における屠殺、加工、処理、包装、分配、販売及び提供の立地、場所及び手段の分離に対する監督の実施（第183条及び第184条）

- 第 8 款 ハラール管理者に対する監督の実施（第 185 条及び第 186 条）
- 第 9 款 ハラール製品保証と関連する他の活動に対する監督の実施（第 187 条及び第 188 条）
- 第 8 節 ハラール製品保証の監督報告（第 189 条ないし第 192 条）
- 第 9 節 ハラール製品保証の監督結果のフォローアップ（第 193 条ないし第 195 条）
- 第 15 章 行政制裁の監督手続
 - 第 1 節 通則（第 196 条）
 - 第 2 節 制裁の種類及び行政制裁賦課権限（第 197 条ないし第 201 条）
 - 第 3 節 行政違反の調査手続
 - 第 1 款 通則（第 202 条）
 - 第 2 款 報告（第 203 条及び第 204 条）
 - 第 3 款 発見（第 205 条）
 - 第 4 款 報告及び／又は発見についての研究（第 206 条ないし第 208 条）
 - 第 5 款 報告及び／又は発見についての調査（第 209 条ないし第 213 条）
 - 第 6 款 行政違反の疑いに係る報告及び／又は発見の調査結果に対するフォローアップ（第 214 条ないし第 220 条）
 - 第 4 節 行政制裁賦課に係る手続（第 221 条ないし第 226 条）
 - 第 5 節 行政制裁の賦課への異議申立て
 - 第 1 款 通則（第 227 条及び第 228 条）
 - 第 2 款 行政制裁の賦課への異議申立てに対するフォローアップ（第 229 条ないし第 231 条）
- 第 16 章 経過規定（第 232 条）
- 第 17 章 終則（第 233 条及び第 234 条）